

自治体における情報公開制度の現状

研究開発部
秋元 正弘*

21世紀の最初の年に情報公開法が施行され、ちょうど1年がたった。日本の情報公開制度は、1982年の山形県金山町を嚆矢とし、その後多くの自治体が制度を導入し、自治体が国の先導役を果たしたことはよく知られている。ここでは、自治体の情報公開制度の現状を見てみよう。

＜市区町村の制度実施割合は66%＞

情報公開制度は、すべての都道府県が既に条例を制定して実施しているが、近年、市町村で実施するところが増えている。総務省の2001年4月の調査によると、市区町村の合計では65.6%が実施しており、2年前より39ポイントも増えている（図表1）。1999年制定の情報公開法が、自治体が制度導入に努めることを規定したため、未実施であった自治体の多くが実施したことがうかがえる。しかし実施している市区町村の割合を都道府県ごとに見ると、秋田、長野、大阪、鳥取の各府県が100%である反面、沖縄県が11.3%、鹿児島県が20.8%、熊本県が24.5%など、きわめて低い県もある。総じて、九州、四国など西日本で低い（図表2）。

＜開示請求権者の範囲を限定しているのは14県＞

すべての都道府県が実施している情報公開制度ではあるが、近年、この制度を改正するところが増えてきている。改正の一つは公安委員会・警察本部長を対象機関に加える改正であり、上述の総

務省調査によると42都道府県が対象としている。

改正の二つ目は開示請求権者の範囲の拡大である。1995年には「何人も行政文書の開示を請求することができる」旨規定していた都道府県は皆無だったのが、筆者が都道府県を対象に今年1月に行ったアンケート調査では、30の都道府県が「何人」も請求することができるとしている。埼玉、千葉、神奈川の各県は「何人」の表記はないが、実質的に制限はないと言えよう。制限しているのは14県（山形、福島、栃木、石川、岐阜、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、長崎、宮崎の各県）である。

＜コピー費用は10円、20円がそれぞれ半数＞

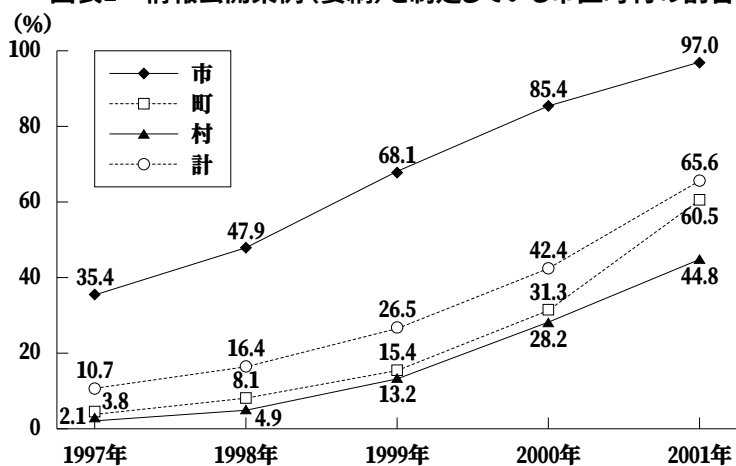
上記調査によると、請求時点で手数料を徴求する都道府県は、国（行政文書1件につき300円を徴求）と違い、皆無である。閲覧にかかる手数料を徴求するのは東京都と香川県である。開示資料のコピーにかかる費用は、1枚単価が10円は21府県、20円は22県で北海道は15円である。東京都と香川県は複雑な体系をとっており、1枚当たりの費用は他より高い（図表3）。

＜21世紀のキーワードは「情報公開」＞

行政情報が質的にも量的にも十分に住民に公開されるとともに、住民が必要とする情報が簡易に入手でき、多くの住民が自治体運営に関心を持ち、参画することが21世紀の分権型社会には不可欠である。また、自治体の情報は、他の自治体のものと比較されることにより、一層その価値を発揮する。情報化が進んでいる現在、何人でも、どこの自治体の行政情報にも、簡易にアクセスできるよう、都道府県、市区町村の一層の取り組みを期待したい。

*現 第一生命 契約医務部 課長

図表1 情報公開条例(要綱)を制定している市区町村の割合(推移)



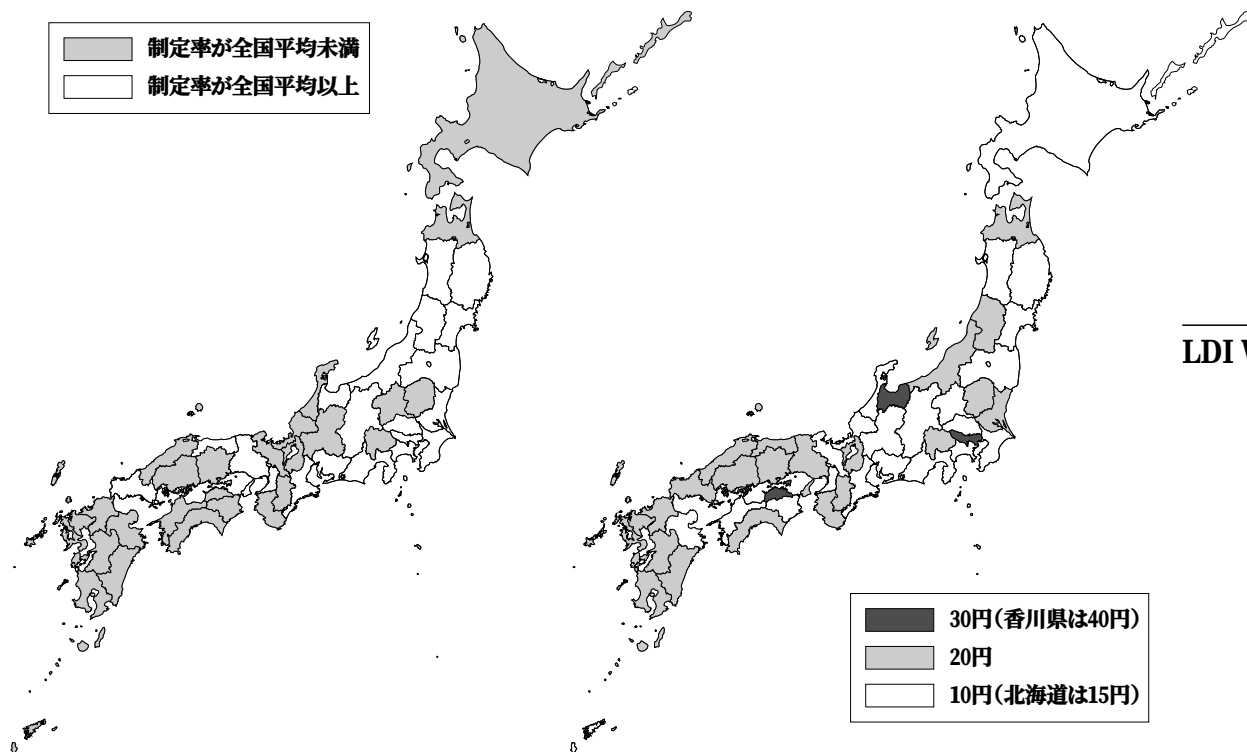
注1:計には区(東京23区)を含む。全区が1997年までに情報公開条例を制定済みである。

注2:調査時点は各年とも4月1日である。

資料:総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp> 2002年2月6日採録)より筆者作成

図表2 情報公開条例(要綱)を制定している市区町村の割合(都道府県別)

図表3 都道府県の開示文書コピーの費用(A4判、白黒、1枚当たり)



注:全国の市区町村3,249のうち情報公開条例(要綱)を制定している市区町村の割合は65.6%である(2001年4月1日現在)

資料:図表1と同じ

注:東京都と香川県の費用は体系が複雑なため、1件の行政文書を10枚とした場合の1枚当たりの金額に換算している。香川県の場合、公共の福祉のために行われる行政文書の公開請求である場合は減免され、上記のケースでは1枚当たり20円となる。

資料:ライフデザイン研究所2002年1月調査

LDI WATCHING